

○岡山県後期高齢者医療広域連合公用車管理規程

平成19年7月1日
広域連合訓令第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が管理する自動車について、その安全運行と効率的かつ経済的な使用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(公用車の定義)

第2条 この規程において「公用車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条に規定する自動車であつて、広域連合の使用に属するものをいう。

(公用車の管理者)

第3条 公用車の管理及び整備等は、総務課長（以下「車両管理者」という。）が行う。

(車両管理者の職務)

第4条 車両管理者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 運転者の安全運転の指導及び監督に関すること。
- (2) 公用車の点検整備に関すること。
- (3) 運行計画に関すること。
- (4) その他自動車の安全運転に関すること。

(運転者の責務)

第5条 公用車の運転者は、法令を遵守し、常に公用車の整備等に留意するとともに、交通事故等の防止に万全を期さなければならない。

(使用の手続及び許可)

第6条 公用車を使用するときは、公用車使用簿（様式第1号）に所定の事項を記載し、使用の日時以前に車両管理者に提出しなければならない。

2 公用車の使用後は公用車使用簿に所定の事項を記載するとともに、車両管理者に報告しなければならない。

(公用車使用簿の保管)

第7条 車両管理者は、前条により作成された公用車使用簿を常に整備保管しておかなければならない。

(使用時間及び制限)

第8条 公用車の使用時間は、職員の勤務時間内とする。ただし、勤務時間外の使用及び緊急の要件その他特別の事由が生じた場合には、車両管理者の承認を得て使用することができる。

(点検整備の確認)

第9条 運転者は、使用前及び使用後に車両の点検整備を行い、不備な箇所等があったときは車両管理者に報告しなければならない。

(事故の処理及び報告)

第10条 公用車を運転中交通事故が発生した場合には、運転者は法令に基づく必要な処

置を行うとともに直ちに車両管理者に報告しなければならない。

- 2 事故の報告を受けた車両管理者は、適切な指示及び措置を行い、事故の処置後直ちに運転者に、事故報告書を作成のうえ広域連合長に報告させなければならない。
- 3 運転者は報告後、車両管理者とともに事故の処理を行うものとする。

(車両の格納)

第11条 運転者は、公用車の使用後は直ちに清掃のうえ、所定の場所に駐車しなければならない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

様式 (略)